

令和8年度 第1回 笠間市文化財保護審議会 議事録

- 1 日 時 令和8年5月20日（水） 午後1時30分から 午後3時30分まで
- 2 場 所 笠間市役所 議会行政棟2階 庁議室
- 3 出席者 笠間市文化財保護審議会委員 8名
事務局（生涯学習課） 4名

4 議題

- (1) 令和7年度事業報告について
- (2) 令和8年度事業計画（案）について
- (3) 県指定文化財に係る調査候補物件について
- (4) 市指定文化財に係る調査候補物件について
- (5) 文化財の保存体制の整備について
- (6) その他

5 議事内容

(1) 令和7年度事業報告について

会 長：令和7年度事業報告について、事務局からお願いします。

事務局：令和7年度文化財関係の事業報告につきましてご説明いたします。（1）文化財保護審議会の開催につきまして、令和7年度は視察研修を含め、全5回の審議会を開催いたしました。主な内容では、事業の進捗状況などの報告をさせていただいたほか、市指定文化財の調査候補物件などに関してご審議をいただきました。第2回には、茨城県文化財保護審議会委員である金出ミチル様にご出席いただきまして、西念寺山門の建造物調査についてご報告をいただきました。第3回は視察研修としまして、日本遺産の繋がりから10月23日に栃木県益子町への視察研修を行いました。第4回には、友部駅前の小松崎美術館の現地調査を行いました。第5回では、市指定文化財の候補物件5件につきまして、指定に関する諮問に対して答申をいただいたところでございます。

（2）文化財の指定・登録についてですが、まず市指定文化財につきまして、昨年度の審議会においてご審議いただき、令和8年3月24日付けで如意輪寺所有の絹本著色毘沙門天像、絹本著色水天像、十一面観音坐像懸仏の3点、また宍戸家墓所出土遺物が新規指定として、宍戸文書が追加指定となりました。今回の指定によりまして、市内の指定文化財は、重要文化財が8件、県指定文化財が24件、市指定文化財が123件、合計で155件となりました。国登録有形文化財ですが、令和7年11月17日付で、箱田の大日堂が国の文化財登録原簿に登録されました。この登録により

市内の国登録有形文化財は、笠間市立歴史民俗資料館、富田家住宅主屋に続き3件目となりました。

(3) 指定文化財への補助につきまして、文化財保存事業補助金として、重要文化財木造弥勒仏立像の収蔵庫の外壁塗装や除湿機更新を行った保存活用施設整備を始め、7文化財8件につきまして、指定文化財の修理や管理に係る事業費の一部補助を行いました。

(4) 指定文化財の工事・業務につきまして、説明看板の設置として住吉の教住寺の指定文化財銅造阿弥陀三尊像、阿弥陀三尊像の説明看板を新設いたしました。また説明看板の修繕をして、大日堂が国の登録有形文化財として登録されたことに伴いまして、大日堂の案内看板2箇所及び説明看板の盤面に国登録有形文化財を追記いたしました。

(5) 文化財防火デー関連事業につきまして、1月26日の文化財防火デーに合わせて、4日間消防署にご協力をいただき、建造物を中心に市内36か所の指定文化財を回り、施設の防火設備の立ち入り検査を実施いたしました。また、1月26日には、笠間稲荷神社において、拝殿への放水訓練を伴う防災訓練の実施に協力をいたしました。

(6) 文化財等普及啓発事業につきまして、令和5年4月より開始した大日堂の一般公開について令和7年度は公開日数22日で、310名の拝観がありました。富田家住宅の見学会ですが、5月23日に市史研究員の矢口先生に講義と見学をしながら建築物の特徴等の説明をいただく見学会を開催しまして、8名のご参加をいただきました。かさましこ文化財公開ですが、10月18、19日の2日間、益子町と同日に開催いたしました。笠間市の公開場所は弥勒教会、楞嚴寺、岩谷寺、笠間稲荷神社、大日堂、久野陶園の6か所で延べ897名のご来場をいただきました。また、日本遺産認定5周年拡充イベントは、11月16日に「笠間城を歩き、学ぶ」を開催し、12名のご参加をいただきました。木村武山生誕150周年記念講演会ですが、茨城県天心記念五浦美術館の小泉館長に講師をお願いし、2月15日に笠間公民館大ホールで開催いたしました。第11回笠間歴史フォーラムですが、2月28日に笠間公民館大ホールで開催いたしました。「中世笠間と都を和歌でつなぐ」をテーマに、立正大学の渡邊教授に講演をいただいたほか、茨城大学の高橋教授に「笠間時朝の全体像を描く」としてコメントをいただきました。また、令和6年度笠間城跡保存整備調査について報告し、219名のご参加をいただきました。木村武山生誕150周年記念バスツアーは、3月6日に茨城県近代美術館友の会会員を対象に、茨城県天心記念五浦美術館、大日堂、笠間稲荷神社などを巡るバスツアーを開催し、25名のご参加をいただきました。最後にかさましストーリーウォーク「笠間城に攻めあがれ！」ですが、3月21日に笠間稲荷神社から笠間城下町を巡り、笠間城跡まで歴史を学びつつ歩き、25名のご参加をいただきました。

続きまして、令和7年度埋蔵文化財調査の実施状況をご報告いたします。試掘確認調査を令和7年度は33件実施いたしました。主に個人住宅の建築が中心ですが、太

陽光発電事業に伴う調査や最も面積を多く占めたのが土地改良事業に伴う試掘調査で、来栖にある十二所遺跡で調査をしたものが最大となります。試掘確認調査稼働率は58日、調査面積が1216.24m²になります。本発掘調査ですが3件実施して、日向内遺跡は市道改良工事に伴いまして、委託業務に伴う発掘調査を実施いたしました。安居五万堀遺跡の調査は2地点で調査をいたしまして、1件は直営の調査、もう1件は民間開発に伴う委託の調査で2件実施しております。今回は、岩間地区を中心に発掘調査をしている状況でございます。改めまして、令和7年度試掘確認調査33件、うち遺構検出14件、遺構検出率は42.4%になります。令和7年度発掘調査が3件、うち1件は前年度に試掘したものが今年度に発掘調査したという計算になりますので、当該年度遺構検出件数から発掘調査など確率は14.2%、14件中2件になります。

続きまして、埋蔵文化財調査の推移ということで、平成20年度から令和7年度までの一覧表とグラフを表示いたしました。平成26年に専門嘱託職員を採用してから試掘調査の件数はそれ以前と比べますと倍以上になり、現在は大体30件程度の推移で動いております。発掘調査直営につきましては、平成26年度の笠間城石垣の応急処置を始めまして、本格的に平成29年から個人住宅の発掘調査を実施をしているところでございます。主なものは以上となります。

会 長：令和7年度事業報告について皆様から何かありますか。

委 員：このように資料にまとめてくださると、たくさんのことを1年間に行った気がいたします。文化財防火デーのことも新聞に載っていました。5月に友部図書館で昨年度の日本遺産「かさましこ」の展示を拝見いたしました。また、千人溜駐車場に笠間城跡の説明看板が設置されたことで、訪れる方がご覧になると思います。ありがとうございました。

会 長：そのほか何かありますか。本当にいろいろなイベントや企画を行っていただいて、大変ありがたいと思います。それでは、令和7年度の事業報告については以上となります。続きまして、令和8年度事業計画案を事務局からお願いいたします。

(2) 令和8年度事業計画(案)について

事務局：令和8年度の文化財関係の事業計画案につきましてご説明いたします。(1)文化財保護審議会の開催につきまして、今年度も4回程度の審議会の開催を予定しております。審議会に合わせまして、市内の指定文化財の巡視や市指定文化財候補物件などの調査また必要に応じて市外への視察研修を計画したいと考えております。

(2)【非公表】(文化財の指定等について説明しました。)

(3)指定文化財への補助は、文化財保存事業補助金として重要文化財1件、市指定文化財2件の補助を予定しております。また、令和8年1月の倒木により屋根が被災した木造大日如来坐像を安置する上加賀田の大日堂の屋根修理への補助について現在調整中でございます。こちらは県指定のため、茨城県からも事業費の一部補助がございます。

(4) 指定文化財関係の工事業務ですが、令和8年度も指定文化財の説明板の設置や改修を2か所程度実施する予定です。

(5) 文化財防火デー関連事業につきましては、今年度も1月26日の文化財防火デーに合わせ、令和9年1月に文化財防災設備等の立ち入り検査の実施を予定しております。また、笠間稲荷神社の防災訓練の実施に協力をしてまいります。

(6) 文化財と普及啓発事業では、まず大日堂の一般公開ですが、引き続き毎月第2第4日曜日に予約制による公開を行ってまいります。次に木村武山生誕150年記念の企画展示ですが、8月に中学生向けの水墨画のワークショップの開催を予定しており、その作品を12月に茨城県陶芸美術館の県民ギャラリーで展示する予定となっております。続いてかさましこ登り窯プロジェクトですが、日本遺産関連事業といたしまして、昨年度、益子町で開催した登り窯プロジェクトを今年度は久野陶園で窯焚きを行う予定です。最後に、第12回歴史フォーラムですが、令和9年2月の開催を予定しております。令和8年度事業計画案についての説明は以上となります。

会 長：ありがとうございました。皆様から何かありますか。

委 員：一つだけよろしいでしょうか。文化財等普及啓発事業で、大日堂は現在一般公開を定期的にされていますが、富田家住宅は昨年1回のみであったため、富田家住宅も一般公開回数を増やすことを現状しないのは何か理由がありますか。

事務局：富田家住宅につきましては、令和7年9月1日から公募型プロポーザルで貸付の募集を行いました。その後事業候補者が1社手を挙げていただいて、その会社に決定いたしました。賃貸借契約を令和8年3月30日付で締結しております。4月1日から5年間の公有財産貸付契約を締結したところです。富田家住宅につきましてはKASAMAKINO 株式会社、宿泊業を主とした事業展開を今後予定しております。本年度については、主に改修などが予定されておまして、早ければ本年度の第4四半期に事業を開始できればという流れとなっております。

委 員：ありがとうございます。

会 長：公募型で募集した事業が、宿泊業で活用されるということで改修とありましたが、国登録有形文化財としての改修はいろいろと制限があるかと思いますが、その辺りはいかがですか。

事務局：現在のところ、詳細設計についてはまだ市に上がってこない段階ではございますが、国の登録有形文化財のルールを申し上げますと、外観の4分の1を超える範囲を改修するような場合は、文化庁への届出が必要と伺っております。そのため、県の文化課などを通じて、文化庁のご意見などを伺いながら、やらざるを得ないということになります。しかし、例えば内装は何をしても良いのかということ、国の登録有形文化財として評価されている建具類など重要なポイントもございますので、実際には逐一確認しながら改修を進めていくようなことで考えております。

会 長：改修しすぎれば、ただの民泊の宿泊業になってしまうので、その辺をしっかりと考えて

ほしいと思います。そのほか何かありますか。

委員：今年の計画の中に、指定文化財関係の工事業務で看板設置や、建造物では天神社本殿の修繕が出てますので、そのほか私が気づいたことを話させてもらいます。一つは、私も文化財巡りを時々していますが、南友部の香取神社のフジ・イヌシデを見に、5月18日の午後訪問しました。少し時期が遅かったですが、フジがない状態でした。近くの方が、「今年枯れてしまって、みんなで片付けました。」と説明され、イヌシデの根元のところに重なってまとめられていました。お願いしたいのは、笠間市指定文化財で今後イヌシデと名称を変更してよろしいかと思うのですが、イヌシデの方は元気ですのでそこを考えていただきたいと思います。

もう一つは、大洲の天神社の宮司が亡くなられたことを新聞で拝見しました。国道50号の旧道沿いの神社で、ここには文化財が3つあります。本殿とツクバネガシと拝殿内の社名額がありまして、指定を表す木柱があつて、本殿が平成5年に建てられた木柱、ツクバネガシも木柱で天神社の氏が建てたというもので、最も新しい拝殿内の社名額が平成26年に石でしっかり建てられた状況で、できれば先々、本殿とツクバネガシの標柱をしっかりとものに建て替えていただければと思います。なお、ツクバネガシは太い幹が枯れて、脇の幹も枯れて隣の屋根にかかっているものが元気です。近くの方が言うには、葉が落ちると腐って屋根を傷める原因となります。そのようなことで、標柱を2本建てていただきたいこと、それと今以上にツクバネガシを切るとなくなってしまうと思うのですが、屋根にかかっている方が元気であるため、見て確かめて対応を考えていただければと思います。

事務局：ありがとうございます。香取神社につきましては、まず現地確認をさせていただきまして指定についてこちらの審議会にもお諮りする事項になるかと思っておりますので、今後またご協議いただければと思います。

会長：ありがとうございます。様々な場所に訪れた時に得た情報を共有していただきましたので、参考までに捉えてよろしいかと思っております。今後もいろいろな情報をお願いします。そのほか何かありますか。

委員：指定文化財への補助のところですが、塙家住宅が防災設備保守点検が県補助ありとなっておりますが、前回塙家の補修についての話が出ていて、その時点では屋根を修理してくださる話を聞いておりましたが、そのことに関して今年度はその予定、又は申請することはありますか。

事務局：屋根につきましては昨年度、文化庁の調査官の方に一度現地を確認をいただきまして、今後の方向性についてアドバイスをいただいたところです。修繕につきましては所有者負担が出てくるという部分があるため、今後また所有者の方と協議して進めていきたいと思っております。今年度すぐに修理というのは、現時点ではできない状況です。

委員：今年度は難しいということで、承諾を得なければならないということが前提だということですか。

事務局：もちろん個人の所有物でありますし、修繕するにあたっては一部補助がございます

が、あくまで所有者負担が出てくるものであります。そのため、所有者さんが承諾しなければ現時点では難しいと思います。

委 員：修理をお願いするのは、事務局ではなく、地域の方々や関係者の方に承諾を得ないと事務局では認めてもらえないということですか。その承諾を得ることについて、事務局は動いてもらえないということですか。

事務局：所有者さんとのやり取りはしています。そのため、もし周りから後押しをしていただけるのであれば、それはありがたいと思います。

委 員：今の時点では、先へ進んでいないということですか。所有者さんにも向き合って、補修した方がよろしいかという話もしていないわけですか。

事務局：先日、応急修理の見積もりが業者さんから上がってきたばかりで、その見積もりについて今後所有者さんのところに話しに行く予定です。

委 員：ありがとうございます。

会 長：文化庁の方からは方向性についてアドバイスがあった話ですが、どういう方向性で向かっていきますか。

事務局：屋根を全部修理すると、億単位でお金がかかってしまうので、所有者負担が難しいことは、文化庁の方も理解していらっしゃいます。しかし、今のままにしておくと段々屋根がひどい状態となり、現時点では雨漏りはしていませんが、今後雨漏りの可能性も考えられます。まず可能であれば、応急復旧でとりあえず葺き替えはしないけれどもガルバリウム鋼板を乗せて、雨漏りを防ぐような対策ができればというアドバイスをいただきました。

会 長：応急処置となれば、鋼板等で雨漏りを防ぐことになりますか。

事務局：実際に行う時には、再度文化庁と協議が必要になります。あくまで訪れた調査官のアドバイスになります。

会 長：(2) 文化財の指定等で市指定文化財候補物件についてですが、昨年度の調査報告で、時代を特定するのは難しいことが結論であったかと思います。継続調査を行っても、新しい知見が得られるのはいつになるか不明ということになりますので、中途半端になる可能性があると思います。結論としては、国の登録有形文化財ならば、当然クリアできる物件ではないかと思うため、そちらに向けて有形文化財として登録していただくことを考えてみてはどうかと思いました。市指定の方が国登録よりも上位の文化財ですが、ネームバリュー的には国登録の方がよろしいかと思います。国登録にすることで、一般の方には非常に大切なものであるという意識が育つのではないかと思います。そのような方向で、転換してよろしいのではないかと考えて、その辺りいろいろ考えてみてはよろしいかという意見です。

事務局：国登録有形文化財ですと、一度文化庁の調査官に現地確認をしていただいた上で、候補物件を挙げることとなりますが、年に1回募集があるような状況です。大体2月頃

に次年度の候補物件がありませんかという調査が来まして、今年度は挙げることがおそらくできないと思います。そのため、もし国登録有形文化財に進めるのであれば、今年度の早い段階で方針を決めて、調査に臨むことになるかと思います。その場合ですと、年代を聞かれると思いますが、年代がはっきりしないながらも、明治時代以前と書くことで致し方ないと思います。そちらは資料にも載っていると思いますので、そこまでは確実であると言えます。国登録の建物として進めていくことになり、前回の審議会で話があったように、象徴的な建物としては、十分であるため市の指定文化財にしてよろしいのではという意見もあったと思います。どちらが良いかということをお話ししていただき、登録有形文化財になったから指定文化財にならないことは、順番もあるためそこも含めてご提示するのか、審議していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長：そのほか何かございますでしょうか。では続きまして、県指定文化財に係る調査候補物件について事務局からお願いいたします。

(3) 県指定文化財に係る調査候補物件について

【非公表】

(県指定文化財調査候補物件として推薦する文化財について協議しました。)

(4) 市指定文化財に係る調査候補物件について

【非公表】

(陶芸作品に係る市指定文化財候補物件の選定基準について協議しました。)

(5) 文化財の保存体制の整備について

【非公表】

(笠間市における文化財保存に関する現状と課題について報告しました。)

(6) その他

- ・市指定史跡笠間城跡における電柱の撤去について報告しました。
- ・指定文化財の案内看板について意見がありました。
- ・指定文化財のホームページについて意見がありました。